



2026年6月25日

各 位

会 社 名 ジオリーブグループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 植木 啓之
 (コード:3157 東証スタンダード市場)
 問合せ先 執行役員 経営企画部長 畠山 暁
 (TEL:03-4582-3380)

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 18,811株
(3) 処分価額	1株につき 1,375円
(4) 処分価額の総額	25,865,125円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※) 7名 13,192株 当社子会社の取締役 3名 5,619株 ※社外取締役を含みます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役(社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。)に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。本制度は、対象取締役が、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受け(以下「無償交付方式」といいます。)、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として付与し、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受けるものです(以下「現物出資方式」といいます。))。

また、2026年6月25日開催の第17回定時株主総会において、本制度に基づき、当社は、(i)無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年6万5,000株以内(うち社外取締役分は年5,000株以内)以内とすること(※1)、(ii)本制度に基づき、無償交付方式及び現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総額は、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式及び現物出資方式をあわせて、年額75百万円以内(うち社外取締役分は年6.5百万円以内)とすること(※2)及び(iii)これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとするにつぎ、ご承認をいただいております。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の取締役のほか、当社子会社の取締役に対しても、同様の株式報酬制度を導入しております。

※1 当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

※2 ①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出资方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、(i)当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、現物出资方式による譲渡制限付株式報酬として、対象取締役7名に対し、金銭報酬債権合計18,139,000円を付与し、また、(ii)ステークホルダーと共に当社の企業価値の持続的かつ恒常的な向上を図り、企業規模に応じた社会的責務を全うするインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社子会社の取締役3名に対し、金銭報酬債権合計7,726,125円を付与しました。そのうえで、当社は、これらの金銭(報酬)債権を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭(報酬)債権の額は金1,375円)、当社の普通株式合計18,811株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、本自己株式処分の割当予定先である当社子会社の取締役との間でも、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結します。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、2026年7月24日(払込期日)から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2)譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2026年7月24日(払込期日)から2027年3月期に係る当社の定時株主総会の終結の時までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式

の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本役務提供期間中において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位をいずれも喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月24日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,375円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上